

公立豊岡病院組合改革プラン評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 平成19年12月に策定した公立豊岡病院組合改革プラン（以下「プラン」という。）の実施状況を点検・評価するため、公立豊岡病院組合改革プラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの点検及び評価に関すること。
- (2) 前号の点検及び評価のため、必要な調査及び検討を行うこと。
- (3) その他委員会において必要と認めた事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員により組織する。

2 委員は、管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初で開催される会議は、管理者が招集し、委員長が選任されるまでの間会議の議長となる。

- 2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない時は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長は、その所掌事務を遂行するため、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、報告又は意見を求めることができる。

(評価結果の公表)

第7条 管理者は、委員会の結果及び対応方針について、市民に分かりやすい形式で書類を作成し、これを公表するものとする。ただし、個人に関する情報等公表することが適切でないと判断される資料については、この限りでない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、公立豊岡病院組合統轄管理事務所におく。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月10日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、公立豊岡病院組合管理者が招集する。

(任期の特例)

3 平成21年度の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

## 別表 1

## 公立豊岡病院組合改革プラン評価委員会委員名簿

職 名	氏 名
(株)ホスピタルマネジメント 研究所代表取締役 (元広島国際大学准教授)	谷 田 一 久
豊岡市医師会長	中 治 隆 宏
朝来市医師会長	小 山 克 志
税理士	立 花 正 敬
豊岡市区長連合会長	日 下 部 昌 男
朝来市連合区長会長	岡 林 史 郎
豊岡市女性連絡協議会理事	友 田 多 佐 子
豊岡市健康福祉部長	上 田 利 幸
朝来市健康福祉部長	尾 花 秀 規